

## ○蕨市有料広告掲載基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、広告媒体への広告掲載の可否を判断するに当たっての基準として定めるものである。

### (広告媒体ごとの基準)

第2条 この基準に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容等に関する個別の基準が必要なときは、別に基準を作成することができる。

### (規制業種又は事業者)

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業(消費者金融)
- (4) たばこに関する業種
- (5) ギャンブルに関する業種(公営競技又は宝くじに係るものを除く。)
- (6) 投機的商品に関する業種
- (7) 占い、運勢判断に関する業種
- (8) 興信所、探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受等に関する業種
- (10) 規制対象となっていない業種においても社会問題を起こしている業種や事業者
- (11) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (12) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生・更正手続中の事業者
- (13) 市税を滞納している事業者
- (14) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (15) 本市と係争中の事件がある事業者
- (16) 蕨市物品購入等請負業者指名停止基準に基づき指名停止期間中の事業者

## (掲載基準)

第4条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- エ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- オ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- カ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの及び政治活動
- キ 宗教団体による布教推進を目的とするもの
- ク 社会的に不適切なもの
- ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現（「世界一」「一番安い」「当社だけ」等の表現を用いるときは、根拠となる資料も併せて掲載すること）
- イ 射幸心を著しく煽る表現（「今が・これが最後のチャンス」等）
- ウ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- エ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- オ 責任の所在が明確でないもの
- カ 広告の内容が明確でないもの
- キ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
- イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

2 前項に規定するもののほか、掲載する広告として不相当であると認められるものは、広告媒体に掲載しない。

### **(ホームページに関する基準)**

第5条 広告主のホームページにリンクをする広告（バナー広告）に関しては、市のホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告のリンク先である広告主のホームページの内容についても、ホームページの性質上可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲で、この基準を適用することができる。

2 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするホームページで、蕨市有料広告掲載に関する取扱要綱及びこの基準に反する内容を取り扱うホームページを閲覧者に斡旋又は紹介しているホームページの広告は、掲載しない。

### **(表示に関する注意)**

第6条 広告の表示については、不当景品類及び不当表示防止法の規定を遵守しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、広告の表示に当たっては、次に掲げる事項に注意しなければならない

(1) 割引価格について

ア 割引価格を表示する場合は、「メーカー希望小売価格の30%引き」等、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

イ オープン価格の商品やメーカー希望価格のない商品の価格を表示する場合、虚偽の表現に注意すること。

(2) 比較広告を掲載する場合は、主張する内容が客観的に実証された、根拠となる資料を明示すること。

(3) 無料で参加・体験できる講座等で別途費用がかかる場合は、その旨を明示すること。

(4) 肖像権及び著作権等の無断使用がないか確認すること。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。